

## 監事の監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法（同法第 35 条によって準用する独立行政法人通則法を含む。）の規定に準拠して、国立大学法人豊橋技術科学大学の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の業務及び会計に関し監査を実施し、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

学内において定められた監査基準に準拠し、分担等を定め、業務監査と会計監査を実施いたしました。役員会、経営協議会、大学運営会議等に出席し、そこでの意思決定プロセスの適正性を確認いたしました。学長をはじめ職務責任者等からは、主に中期目標・中期計画・年度計画の進捗の度合、達成の状況の聞き取り調査を随時行い、経費、人員の削減の実態、研究費不正使用、業務の効率化の試み等をチェックいたしました。更に資産の実在性、負債の網羅性、リスクマネジメント、利益相反取引、随意契約、学生宿舎新築に係る長期借入金の償還状況、個人情報管理状況及び豊橋技術科学大学基金の管理状況等、随時聞き取り調査及び現地視察を行いました。

財務諸表監査を担当する会計監査人とは、内部監査人も同席し随時面談を行い、そこでは資金収支、会計処理の妥当性、システム監査・減損・資産除去債務・決算仕訳等について報告を求め、必要とする事項につき説明を受けました。また、内部監査部門の担当者とは、内部統制システムの運用状況等について意見交換を行い、監事として必要とされる合理的根拠となる情報を入手いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人豊橋技術科学大学の業務は、法令等に従って、適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立大学法人豊橋技術科学大学の業務の適正を確保するために必要なものとして定められた業務方法書所定の内容及び業務方法書に基づき整備される体制（内部統制システム）の整備及び運用の状況について、指摘すべき重大な事項は認められません。

- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 事業報告書は、国立大学法人豊橋技術科学大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

平成28年 6月 6日

国立大学法人豊橋技術科学大学

監 事 (非常勤) 佐 藤 元 彦

監 事 (非常勤) 牧 葉 子

---

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。